

第9章 地域福祉計画の推進体制

1. 計画の進行管理

- この計画に基づき、市民参加のもとに施策の実施、評価を行い、計画の的確な進行管理を行います。また、行政評価制度と連動しながら、評価結果に基づき、必要に応じて計画や実施体制・方法などを見直し、継続的な改善を進めるとともに、計画、実施、評価の各段階の情報をわかりやすく公表し、市民への説明責任を果たすように努めます。
- 市の地域福祉推進本部を中心に、関連する部署の連携・協力のもとに、この計画の総合的な推進を図ります。
- 幅広い市民の参画のもとに地域福祉を推進するため、地域福祉推進協議会を中心に、この計画及び健康福祉関連計画の推進に関し必要な事項について調査、審議するとともに、計画の進捗状況の確認、評価などを行います。

2. 国、県、関係機関・団体等との連携

- この計画を多様な主体と協働して推進するため、地域住民や市民団体、社会福祉法人、福祉サービス事業者など、地域福祉に関係する組織・団体との連携を強化し、協力体制を整えます。
- 県、近隣自治体と連携し広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるようにします。さらに、本市の主体性を確保しつつ、国、県に対し必要な支援等を要請するとともに、積極的に情報交換などを進め効果的に施策を推進します。

3. 適切な計画の運用

社会、経済環境の変化への機動的な対応を行うとともに、各地域の実情や住民の意向を反映した施策展開を進めるため、この計画に定める基本的な考え方や方針のもとに、必要に応じて柔軟に施策や推進方法を見直すなど適切な計画の運用を行います。